

# **2020 年度(令和 2 年)**

## **事業報告書**

**社会福祉法人 東京リハビリ協会**

2020年度は、新型コロナウイルスの感染拡大により、緊急事態宣言が2度にわたり発出され、弊会が経営する事業にも大きな影響を受けた。特に就労支援事業部門については、収入が前年より大幅に減額となったが、全体的な費用削減等を実施したことにより黒字を確保することができた。

また、厳しい状況の中でも弊会の経営理念に基づき、就労継続支援B型事業の利用者工賃の額は、前年対比1ヶ月当たり3.3%増(+2,256円)の平均70,631円を支給することができた。

次に2020年度に実施した事業について、以下の通り報告する。

## ◆法人全体の概要

・利用者の状況について(2021年3月31日現在)

法人全体	定員 185名	現員 189名
就労継続支援B型事業	定員 125名	現員 135名
生活介護事業	定員 60名	現員 54名

・工賃支給の状況について

令和2年度工賃支給総額：110,000千円

B型3事業所平均工賃：2020年度70,631円 増額2,256円(3.3%増)

※生活介護事業利用者の平均工賃は、1人あたり月額24,225円を支給した。

## ◆法人重点項目

### 1. 障害者の自立生活基盤づくりに対する取り組みについて

立川事業所においては、バックアップ施設として連携しているグループホームを始め、近隣のグループホーム等、利用者及びご家族の希望条件に近い物件を検索し、マッチングをした結果、就労継続支援B型事業及び生活介護事業の利用者合わせて4名がグループホームに入居することができた。

日の出事業所については、地域で生活している利用者について9名を対象に、生活の状況や必要な支援内容、将来の方向性等についての面談を実施した。また、アパートへの訪問や、福祉ホーム居室の入れ替えを行うなど、安全・安心な生活環境づくりに取り組んだ結果、福祉ホームから近隣グループホームへ入居された方が1名、バリアフリーの生活環境が必要となったため、民間アパートから福祉ホームへ入居された方が1名、計2名の利用者について、今後の生活基盤の整備を進めることができた。

### 2. 人材育成の強化に対する取り組みについて

人材育成強化に係る計画について、新型コロナウイルス感染拡大の影響により部門別同業関連施設・企業等への研修、全国B型事業所への視察研修等については、計画通り

実施することができなかった。

専門研修における会計研修については、幹部7名を対象に経営推進会議内において、『社会福祉法人会計基準の基礎講座』と題し、税理士法人より職員を招聘し、特別講義を実施した。また、『令和2年度障害者虐待防止リーダー職員等研修会』へのオンラインによる参加や、クリーニング師国家資格など事業に必要な資格取得研修等へ下記の通り延べ22名が参加した。

・2020年度外部研修・資格取得研修等参加一覧

外部研修(オンラインによる)

No.	研修名	参加者数
①	第43回てんかん基礎講座	2名
②	令和2年度障害者虐待防止リーダー職員研修会	11名
③	令和2年度(第37回)全国社会就労センター長研修会	2名

資格取得

No.	資格名	参加者数
①	2020年度社会福祉施設長資格認定講習課程	1名
②	令和2年度東京都クリーニング師国家資格	2名
③	令和2年度第1回東京都サービス管理責任者基礎研修	2名
④	令和2年度東京都サービス管理責任者更新研修	1名
⑤	危険物取扱責任者乙種4類	1名

3. 安全第一工場の運営に対する取り組みについて

・生産機器類の総合点検の実施について

法人として機械の作動状況や安全装置の作動確認、不具合箇所等について、メーカーによる総合点検を実施した。軽微な修理や部品交換は、経費削減のため可能な限り職員が実施した。

日常清掃困難箇所の上部配管等の清掃は、実施日をスケジュール化して取り組んだ。機器類が多い日の出事業所では、10月にメーカーによる高所箇所の清掃を実施した。また、2階シート仕上げ機(高速供給システム HAYABUSA)上部滑車部分にフロアバキュームを設置したことにより、高所清掃の作業軽減等を図った。

・5S(整理・整頓・清掃・清潔・躰)見直しの徹底について

法人で安全管理や日常清掃の点検のためのフロア責任者を配置し、責任者が施設内を定期的に巡回した。清掃が行き届いていない箇所については、フロア全員で時間を決めて清掃を実施した。担当者別設備清掃等点検表を活用することにより、職員全員の5Sに対する意識を高めた。

・安全衛生管理について

常時マスクの着用、手洗い・手指消毒を放送による朝礼・終礼時での啓蒙活動、ポスター掲示等により徹底した。また、通所時と昼の休憩時に職員による検温を実施、昼食時間は2部制を取り入れ少人数とし、食堂の椅子の間引きや飛沫防止シート・パーティションの設置により3密を避ける工夫をする等、新型コロナウイルス等の感染対策を講じた。また、顧客先等で発生した新型コロナウイルスの情報を、職員間で共有するとともに、立川事業所では、医療関連サービスマークの取得に伴い、衛生管理要綱の見直しと、新型コロナウイルス感染者使用寝具の洗浄に関するマニュアルを作成した。

## 2020年度(令和2年) 決算報告

### 貸借対照表

令和3年3月31日現在 (単位:円)

科 目	金 額
流動資産	1,090,983,011
固定資産	2,395,040,864
うち基本財産	1,507,731,962
うちその他の固定資産	887,308,902
資産の部合計	3,486,023,875
流動負債	226,005,230
固定負債	27,198,738
負債の部合計	253,203,968
基本金	335,287,080
国庫補助金等特別積立金	749,186,866
その他の積立金	51,000,000
うち工賃変動積立金	17,000,000
うち設備等整備積立金	34,000,000
次期繰越活動収支差額	2,097,345,961
純資産の部合計	3,232,819,907
負債及び純資産の部合計	3,486,023,875

### 財産目録

令和3年3月31日現在 (単位:円)

#### 【資産の部】

科 目	金 額
基本財産	1,507,731,962
流動資産	1,090,983,011
有形固定資産	800,894,042
その他固定資産	86,414,860
資 産 合 計	3,486,023,875

#### 【負債の部】

科 目	金 額
流動負債	226,005,230
固定負債	27,198,738
負 債 合 計	253,203,968

正 味 資 産	3,232,819,907
---------	---------------

### 事業活動収支計算書

(自:令和2年4月1日 至:令和3年3月31日) (単位:円)

科 目	金 額
サービス活動収益計	1,540,058,670
サービス活動費用計	1,523,910,168
サービス活動増減差額	16,148,502
サービス活動外収益系	69,970
サービス活動外費用計	95,675
サービス活動外増減差額	△ 25,705
経常増減差額	16,122,797
特別収益計	0
特別費用計	948,898
特別増減差額	△ 948,898
当期活動増減差額	15,173,899
前期繰越活動増減差額	2,082,172,062
当期末繰越活動増減差額	2,097,345,961
その他の積立金取崩額	0
その他の積立金積立額	0
次期繰越活動増減差額	2,097,345,961

### 資金収支計算書

(自:令和2年4月1日 至:令和3年3月31日) (単位:円)



科 目	金 額
事業活動収入計	1,540,128,640
事業活動支出計	1,410,877,554
事業活動資金収支差額	129,251,086
設備整備等収入計	14,850,000
設備整備等支出計	20,865,225
設備整備等資金収支差額	△ 6,015,225
その他の活動収入計	0
その他の活動支出計	0
その他の活動資金収支差額	0
当期資金収支差額	123,235,861
前期末支払資金残高	747,575,742
当期末支払資金残高	870,811,603

# 監査報告書

令和3年6月2日

社会福祉法人東京リハビリ協会

理事長 緑川 清美 殿

監事 小泉 晴彦   
監事 石亀 邦俊 

私たち監事は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの令和2年度の理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果について、次の通り報告いたします。

## 1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。以上の方法により、当該会計年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該会計年度に係る計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）及び財産目録について検討しました。

## 2 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

### (2) 計算関係書類及び財産目録の監査結果

計算関係書類及び財産目録については、法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

以 上